**令和４年度　館山市サテライトオフィス進出支援金について**

|  |  |
| --- | --- |
| **１　交付対象者** | (1) 館山市サテライトオフィス開設支援事業補助金により整備された特定施設（※）を利用する，館山市内に本社，支社，営業所，工場その他これらに類するものを設置していない企業等である者  (2) 交付申請の日から５年以上，特定施設を継続して利用することができる者  (3) 市税等に滞納がない者  (4) 官公庁等（第三セクターのうち，出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない者  (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者  (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業者に該当しない者  (7) 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者  ※特定施設…JRE Local Hub 館山  （館山市大賀８１番地１７ ホテルファミリーオ館山内） |
| **２　支援金額** | １００万円（１回限りの交付） |
| **３　交付の申請** | 下記の提出先へ、館山市サテライトオフィス進出支援金交付申請書（別記第１号様式）及び附属書類を郵送または持参により提出してください。  (1) 誓約書（別記第２号様式）  (2) サテライトオフィス利用計画書（別記第３号様式）  (3) 法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し  (4) サテライトオフィスの利用契約が確認できる書類の写し  (5) 市税等納付状況確認同意書（別記第４号様式）  (6) 会社概要書（会社の沿革，組織がわかる書類）  (7) 雇用の状況がわかる書類  (8) その他市長が必要と認める書類 |
| **４　実績報告** | 支援金の交付を受けた企業等は，支援金の交付決定の日の属する会計年度の翌年度から５年度分のサテライトオフィスの利用状況について，サテライトオフィス等進出支援金実績報告書(別記第７号様式)により，各会計年度の３月３１日までに提出してください。 |
| **5　その他** | ※内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）」を活用しており、令和4年度のみ対象となります。  ※申請前に事前の相談をお願いします。 |

＜問合せ・提出先＞

館山市経済観光部雇用商工課 雇用定住係

〒294-0036　千葉県館山市館山1564-1（“渚の駅”たてやま内）

電話：0470-22-3136　　FAX：0470-24-2404

Mail：shoukan@city.tateyama.chiba.jp